

3月の相談日です。  
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。  
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。  
秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、まずは相談してみたいかがですか。



**一般相談**

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。  
期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～12:00  
13:00～16:00  
会場 市民相談センター  
☎市民相談センター ☎230088

**消費生活相談**

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。  
期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～12:00  
13:00～16:00  
会場 市民相談センター  
☎市民相談センター ☎230088

**法律相談(先着8人)**

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。  
弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分に対応します。  
相談時には、参考となる書類などを持参してください。  
なお、市内在住者のみ事前予約が可能です。

期日 ①3月5日(金)・②19日(金)  
時間 10:00～12:00  
13:00～15:00  
会場 市民相談センター  
予約 下記期間に電話で受け付け  
①2月20日(金)～3月4日(金)  
②3月6日(金)～3月18日(金)  
☎市民相談センター ☎230088

**心配ごと相談**

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。

期日 3月12日(金)・26日(金)  
時間 9:00～11:30  
会場 市民相談センター  
☎市民相談センター ☎230088

**暮らしなんでも無料相談**

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～17:00  
☎ライフサポートセンターしずおか  
しだはい事務所 ☎054(646)6055

**女性相談**

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月曜日～金曜日  
時間 9:15～16:00  
会場 さざんか  
☎家庭児童相談室 ☎230083

**税の無料相談**

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会島田支部へ相談者による事前予約が必要です。

期日 3月19日(金)  
時間 13:30～15:30  
会場 市民相談センター  
☎東海税理士会島田支部 ☎0547(7)6575

**行政相談**

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 3月5日(金)・19日(金)  
時間 10:00～12:00  
会場 市民相談センター  
☎市民相談センター ☎230088

**介護相談**

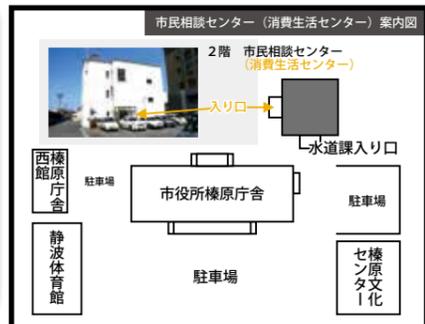
介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日  
\*祝日を除く。  
時間 9:00～17:00  
(水曜日は19時まで)  
会場 さざんか  
☎長寿介護課 ☎230076

**高齢者虐待予防相談**

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 3月21日(金)  
時間 13:30～16:00  
会場 相良庁舎  
☎地域包括支援センターさがら ☎331900



\*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

# 広報まきのはらに 広告を掲載しませんか



自主財源の確保と市内企業や個人事業者のPRなどのために、広報まきのはらに広告を掲載します。ぜひ、この機会に広告を掲載してみませんか。

問い合わせ 秘書広報課 横山 ☎230040

**「広報まきのはら」に掲載する利点**

広報まきのはらは、毎月15日に**15,300部**発行し、自治会に協力をいただき**全戸配布**しています。市内の公共施設のほか、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどへの配架や、市ホームページへの掲載、市公式LINEでも配信しており、**高いPR効果**があります。

**広告の掲載について**

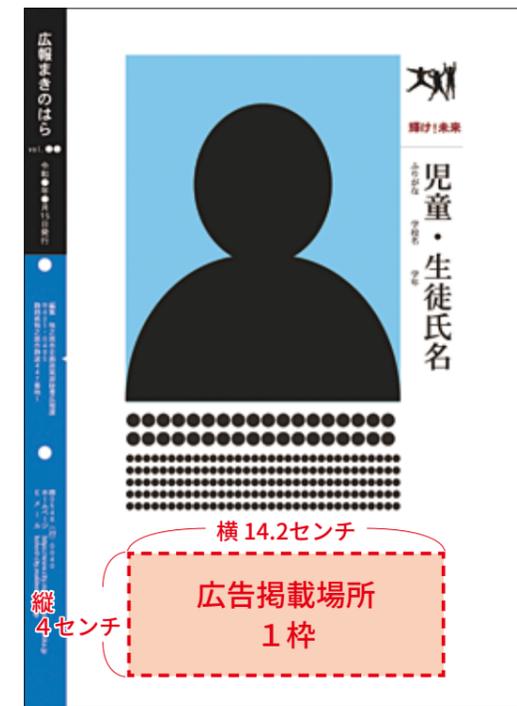
- ▶ **掲載枠**  
1枠/月
- ▶ **広告の大きさ、仕様**  
・縦4センチ、横14.2センチ以内  
・カラー  
・広告掲載者の名称と連絡先を表示
- ▶ **掲載料**  
2万円/枠 ※市外の企業や事業者は3万円/枠
- ▶ **掲載開始時期**  
4月号(4月15日発行)
- ▶ **掲載の優先順位**  
①市内企業や事業者  
②市外企業や事業者
- ▶ **申込方法**  
・市ホームページや秘書広報課にある「広報まきのはら 広告掲載申込書」に添付書類などを添えて申し込む。  
【添付書類】  
・広告の原稿や電子データ  
・事業の概要が分かる書類  
・資格免許証や各種証明書類の写しなど ※業種による
- ▶ **申込期限**  
3月12日(金) ※厳守



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**▶ 広告掲載場所**

「広報まきのはら」裏表紙の「輝け！未来」下部(イメージ図)



**▶ 掲載しない広告の内容(一部) ※次に該当する場合は掲載できません。**

- (1)法律などに違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2)公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3)政治性のあるもの
- (4)宗教性のあるもの
- (5)社会問題についての主義主張
- (6)個人または法人の名刺広告
- (7)美観風致を害するおそれがあるもの
- (8)公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9)消費者との取引において、トラブルを起こすおそれがあるもの
- (10)その他、広告媒体として掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

※他にも、業種などにより掲載できないものがあります。詳細は問い合わせください。